

清算参加者料金等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第7条第3項及び第13条の規定に基づき、清算参加者参加金及び清算参加者料金の額に関し必要な事項を規定する。

(清算参加者参加金の額)

第2条 業務方法書第7条第3項に規定する清算参加者参加金の額は、次の各号に掲げる清算資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) FX 清算資格を有しない先物取引等取引参加者が先物・オプション清算資格を取得する場合	1,000万円
(2) FX 清算資格を有する先物取引等取引参加者が先物・オプション清算資格を取得する場合	800万円
(3) 前2号の場合を除き、先物・オプション清算資格を取得する場合 a 先物取引等取引資格（取引参加者規程第2条第3項に規定する先物取引等取引資格をいう。）を同時に取得する場合	
1,000万円	
b 前a以外の場合	2,000万円

(4) 前3号の場合を除き、FX 清算資格を取得する場合 200万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、FX 清算資格に係る清算参加者参加金を必要としない。

- (1) 先物・オプション清算参加者がFX 清算資格を取得する場合又は先物・オプション清算資格及びFX 清算資格を同時に取得する場合
- (2) FX 清算資格及びFX 取引資格を取得する場合であって、同時に取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特

例（以下「取引所FX取引特例」という。）第21条第1項の規定に基づき本所がマーケットメイカー（取引所FX取引特例第2条第6号に規定するマーケットメイカーをいう。以下同じ。）に指定する場合

（清算参加者料金）

第3条 業務方法書第13条に規定する清算参加者料金は、基本料及び清算手数料とする。

2 基本料の額（月額）は、次の各号に掲げる清算参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

（1）先物取引等取引資格を有する先物・オプション清算参加者

12万円

（2）前号以外の先物・オプション清算参加者 18万円

（3）FX清算参加者 2万円

3 清算手数料の額は、当該清算参加者を当事者とする次の各号に掲げる清算対象取引に区分して、当該各号に定める取引数量又は取引代金等（以下「清算手数料の算出の基準」という。）に清算手数料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号及び第4号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料率並びに第2号及び第3号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、当該清算対象取引の対象ごとに、別表に定めるとおりとする。

（1）指数先物取引 取引数量

（2）個別証券オプション取引

取引代金及び権利行使により成立する有価証券の売買代金

（3）指数オプション取引

取引代金及び権利行使により授受する金額

（4）取引所FX取引 取引数量

4 基本料及び清算手数料の本所への納入の日は、毎月の20日（休業日（業務方法書第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第4項に規

定する臨時休業日を含む。)に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。

(清算手数料率の変更等)

第4条 前条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、清算手数料率の変更又は割戻しを行うことができる。この場合において、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成17年4月25日(次項において「施行日」という。)から施行する。

2 業務方法書平成17年4月1日改正付則第2項及びこの改正規則2(1)の規定にかかわらず、RNP指標に係る清算対象取引については、施行日から平成18年3月末日までの当該清算対象取引に係る清算手数料を清算参加者料金の徴収の対象としないものとする。

付 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年12月19日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月18日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月21日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成21年6月16日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 この改正規則2(4)の規定にかかわらず，取引所FX取引特例第21条第1項の規定による指定を受けたFX取引参加者については，マーケットメイカーとしての業務に係る呼値に基づき行った取引(施行日から平成22年7月31日までの間に終了する取引日に成立したものに限る。)に係る清算手数料を清算参加者料金の徴収の対象としないものとする。

付 則

この規則は，平成22年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成23年2月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，売買システムの稼働に支障が生じたことにより，改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には，平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率
指 数 先 物 取 引(Mini 取引 を除く。)	日経 300	取引数量 本所が引き受けた債務に ついて 1 取引単位につき 4 円 最終決済に係る数量につ いて 1 取引単位につき 26 円
	日経 平均	取引数量 本所が引き受けた債務に ついて 1 取引単位につき 20 円 最終決済に係る数量につ いて 1 取引単位につき 130 円
	RNP 指数、業 種別指数及び MSCI JAPAN	取引数量 本所が引き受けた債務に ついて 1 取引単位につき 16 円 最終決済に係る数量につ いて 1 取引単位につき 45 円
	N Y ダウ	取引数量 本所が引き受けた債務に ついて 1 取引単位につき 5 円 最終決済に係る数量につ いて 1 取引単位につき 45 円
	日 経 平 均 V I	取引数量 本所が引き受けた債務に ついて 1 取引単位につき 20 円 最終決済に係る数量につ いて 1 取引単位につき 100 円
指 数 先 物 取 引(Mini 取引 に限る。)	日経 平均	取引数量 本所が引き受けた債務に ついて 1 取引単位につき 2 円 最終決済に係る数量につ いて 1 取引単位につき 13 円

個別証券オプション取引	個別証券オプション	取引代金	本所が引き受けた債務について取引代金の 万分の0.5 権利行使により成立する オプション対象証券の売 付け又は買付けに係る売 買代金の合計額の 万分の0.015
指數オプション取引	日経300オプション	取引代金	本所が引き受けた債務について取引代金の 万分の0.5 権利行使及び権利行使の 割当てにより授受する金 額の合計額の 万分の5.5
	日経平均オプション	取引代金	本所が引き受けた債務について取引代金の 万分の0.5 権利行使及び権利行使の 割当てにより授受する金 額の合計額の 万分の5.5
	業種別指數オプション	取引代金	本所が引き受けた債務について取引代金の 万分の0.5 権利行使及び権利行使の 割当てにより授受する金 額の合計額の 万分の5.5
取引所FX取引	対円金融指標及び非対円金融指標	取引数量	本所が引き受けた債務について1取引単位につき 15円

(注1) 用語の意義は、業務規程(特例を含む。)において定めるところによる。

(注2) 取引所FX取引を除く市場デリバティブ取引に係る総取引数量又は取引代金の合計額は、各月の1日(休業日(業務方法書第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第4項に規定する臨時休業日を含む。この(注2)において同じ。)に当たるときは、順次繰り下げる。)に終了する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの総取引数量又は取引代金の合計額

をいう。

(注3) ギブアップが成立した場合は、清算執行取引参加者（当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者）である清算参加者が当該ギブアップの対象の市場デリバティブ取引に係る清算手数料を納入するものとする。

(注4) 日経平均オプション取引において、本所が引き受けた債務に係る売付け若しくは買付けごとの1取引単位当たりの清算手数料が35円を超える場合は35円とし、権利行使若しくは権利行使の割当てごとの1取引単位当たりの清算手数料が385円を超える場合は385円とする。

(注5) 取引所FX取引における取引数量は、各月の1日（休業日（業務方法書第3条第2項及び第3項に規定する休業日をいい、同条第4項に規定する臨時休業日を含む。この（注5）において同じ。）に当たるときは、順次繰り下げる。）に開始する取引日から当該月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に開始する取引日までの取引数量をいう。